

補助金等事業概要

| | |
|----------------------|--|
| 補助事業名 | 佐渡市火葬場霊柩車運賃補助金 |
| 補助の区分 | 事業補助(その他事業補助) |
| 補助の概要 | 霊柩運送に係る市民負担の軽減を図るため、喪主に対して補助金を交付する。 |
| 補助事業者 | 火葬場を利用する喪主。 |
| 補助対象経費 | 霊柩運送に係る経費 |
| 類似補助の有無 | 無 |
| ※類似補助金の統合メニュー化 | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額(定額、上限、下限等) | |
| ※少額補助金は廃止 | ○少額(5万円以下)補助金の理由 霊柩車の運賃が少額の場合、積算の方法により少額となる場合がある。 |
| 補助率等 | 21000円以上の負担をした者で3/10を補助するほか、負担額に応じて変動する。 |
| ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合) | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 3/10の補助率を設定するが、積算の方法により1/2を超える場合がある。 |
| | B 数値化困難 |
| 数値目標等 | - |
| ※数値目標の設定検証 | ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 火葬場からの遠隔地において、喪主の負担軽減のための措置であり、費用対効果は算出できない。 |
| 補助制度開始 | 平成30年4月1日 |
| 見直し時期 | 平成32年9月30日 |
| 補助終期 | 平成33年3月31日 |
| ※サンセット方式の徹底 | ○終期の設定が3年を超える場合の理由 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法(手段) 関係事業者への説明可の他、死亡届の時に案内 |
| 事業担当 (担当部署) | 環境対策課 施設管理係 |
| 事業担当 (電話番号) | 0259-63-3113 |